

農地中間管理機構（農地集積バンク）による 農地の集積・集約化 [新規]

【30,450（一）百万円】

（25年度補正予算との合計 70,475百万円）

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構の整備と当該機構による担い手への農地集積と集約化の加速化を支援します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となつていますが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、先の臨時国会において成立した「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農地中間管理機構を整備し、担い手への農地集積に取り組む必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構事業 17,660百万円
（25年度補正予算との合計 31,381百万円）
農地中間管理機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費（農地賃料、保安全管理費等）及び事業推進費を支援します。
2. 機構集積協力金交付事業 10,009百万円
（25年度補正予算との合計 25,313百万円）
農地中間管理機構に対し、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。
3. 農地情報公開システム整備事業（25年度補正予算 11,000百万円）
農業委員会が作成する農地台帳の電算化を支援するとともに、一元的な電子マップシステムの整備・活用を支援します。
4. 機構集積支援事業 2,782百万円
遊休農地の所有者の利用意向調査等を支援します。

補助率：定額（1の農地中間管理機構の事業費については定率補助と農地集積奨励金の2本立てで、実質的な国庫負担は機構の貸付率（機構の貸付面積/借受面積）によって変動し、95%～70%）等
事業実施主体：都道府県（基金造成）、民間団体、農業委員会等

[平成26年度予算の概要]

(関連対策)

(農業農村整備事業で実施)

- ① 農地の大区画化等の推進 106,425百万円
(25年度補正予算との合計 151,425百万円)

農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けとの連携等により、農地の大区画化・汎用化等を推進します。

- ② 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 [所要額] 1,940百万円
(25年度補正予算との合計 2,140百万円)

荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組を支援します。

(関連事業)

機構集積支援事業を適切に行うための基礎的経費として、以下の事業を実施します。

- ① 農業委員会交付金 4,718(4,728)百万円

農業委員会が行う事務が適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付します。

- ② 都道府県農業会議会議員手当等負担金 524(477)百万円

都道府県農業会議が行う事務が適切に行えるよう会議員の手当や職員の設置費を負担します。

- ③ 全国農業会議所事業費 10(11)百万円

全国農業会議所が行う農業委員会の資質向上のための活動等を支援します。

- ④ 農地調整費交付金 86(93)百万円

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付金として交付します。

補助率：10/10、定額、1/2以内
事業実施主体：農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所、都道府県等

お問い合わせ先：
1, 2の事業 経営局農地政策課 (03-6744-2151)
3, 4の事業, 関連事業 経営局農地政策課 (03-6744-2153)
関連対策①の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
②の事業 農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)

農地中間管理機構関連予算の概要 【予算額：305億円】

(25年度補正との合計705億円)

機構への農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【253億円】
《全額国庫補助》

- (1) 地域に対する支援 (140億円)
機構にまとめた農地を貸し付ける
地域に対する支援
(地域集積協力金)
 - ・ 地域内の農地のうち機構への貸付割合に応じ、地域に交付金を交付
- (2) 個々の出し手に対する支援
 - ① 経営転換・リタイアする場合の支援
(経営転換協力金) (65億円)
 - ② 農地の集積・集約化に協力する場合の支援
(耕作者集積協力金) (45億円)

農地中間管理機構の業務に対する支援 (農地中間管理機構事業)

【314億円】

- (1) 事務費
機構の運営・業務委託に必要な経費
〔定額補助〕
- (2) 事業費
 - ① 農地の賃料
 - ② 農地の管理・保全に要する経費 (土地改良の負担金を含む)
 - ・ 定率補助と農地集積奨励金の2本立て
 - ・ 農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率 (機構の貸付面積 / 機構の借受面積) に応じて段階的に増加するスキーム
 - ・ 実質的な国庫負担は、最大で90% (当初3年間は95%)
- (3) その他〔資金の借入れに対する利子補給〕
 - ① 簡易整備費等
 - ② 農地の買入に係る経費

農地集積・集約化の基礎業務への支援

《全額国庫補助》

- (1) 農地台帳電子地図システムの整備・公表 (110億円)
- (2) 耕作放棄地所有者への意思確認等 (28億円)

※ 予算額は25年度補正と26年度当初の合計額